平成25年省エネ基準（旧基準）廃止に伴う、各種制度の取り扱いについて

1）住宅性能評価

（手続き）1. 平成 28 年 4 月 1 日施行に伴う移行措置の終了について

日本住宅性能表示基準　附則

附　則　（平成二十八年一月二十九日消費者庁・国土交通省告示第一号）
1　この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
2　日本住宅性能表示基準別表１の５－１及び５－２に係るこの告示の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例によることができる。
3　この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
4　この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

評価方法基準　附則

附　則　（平成二十八年一月二十九日国土交通省告示第二百六十八号）
1　この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（略）
2　第５の５の５―１及び５―２（長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 289 号）において引用する場合を含む。）に係るこの告示の適用については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日までの間は、なお従前の例によることができる。
3　この告示の施行前の申請に係る設計住宅性能評価については、なお従前の例による。
4　この告示の施行前に設計住宅性能評価が行われた住宅及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた設計住宅性能評価が行われた住宅に係る変更設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価については、なお従前の例による。

【解説】

平成 28 年 4 月 1 日から施行された日本住宅性能表示基準および評価方法基準附則第２項により、移行措置で示された、新築住宅に係る「5　温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の規定は、建築物省エネ法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日までの間、つまり、現行省エネ基準（平成 25 年基準）が廃止されるまでの間は、なお従前の例によることができるとされている。なお、規定の施行の日は、平成 28 年政令第 363 号により、平成 29 年 4 月 1 日とされている。

よって、上記の期間は「建築物省エネ法（平成 28 年基準）」又は「現行省エネ法（平成

25 年基準）」のいずれかから適用する基準を選択できることになり、選択した基準に伴い、住宅性能評価書の表示が異なることとなっている。

旧基準（平成 25 年基準）の移行期間終了に伴う取り扱いは以下のとおり整理されることとなる。

●5-1,5-2 評価方法基準告示の適用日について（旧基準の取扱いについて）

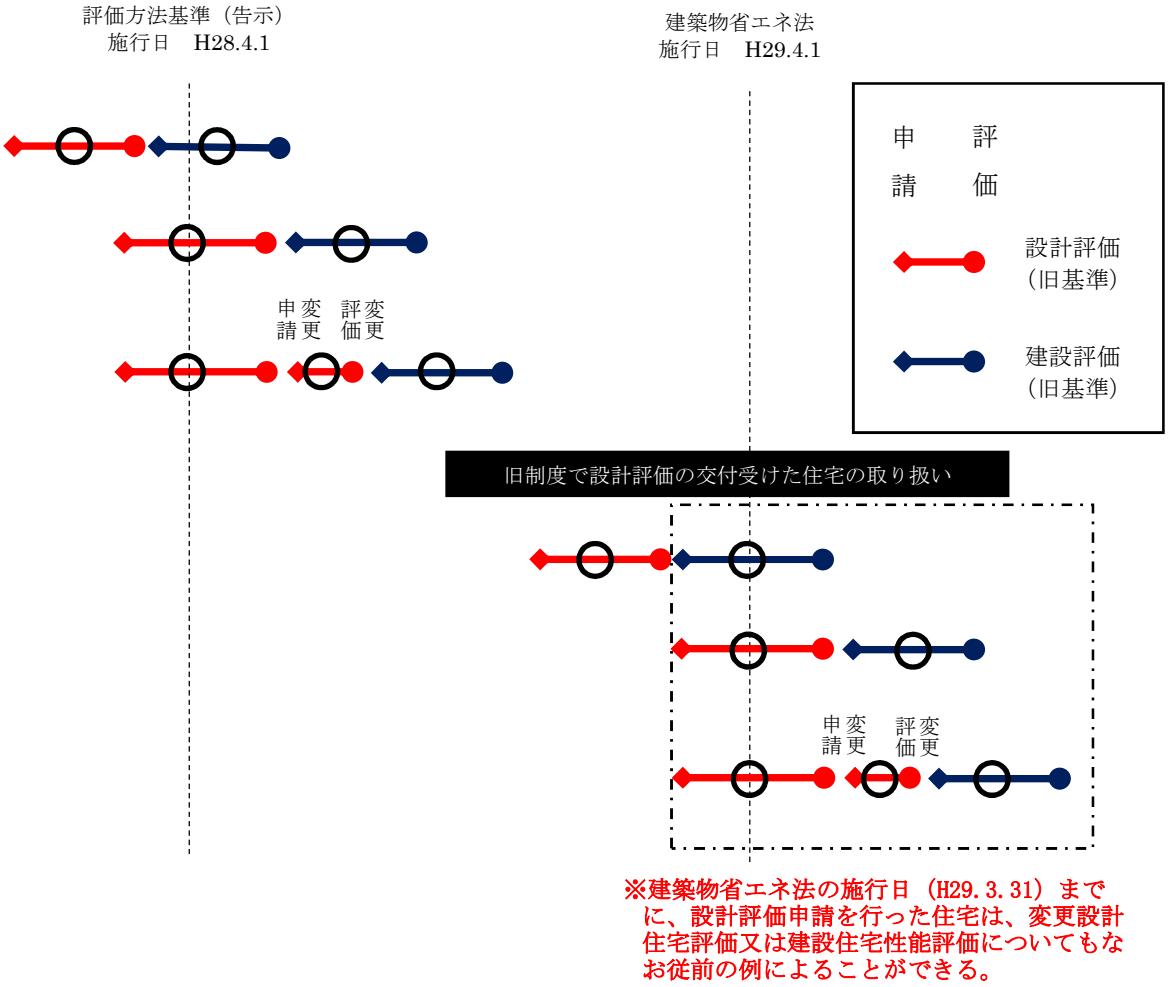

2）長期優良住宅

（手続き）2. 長期優良住宅の平成 25 年省エネ基準の取り扱いについて

・認定申請予定日が平成 29 年 4 月 1 日以降の物件より平成 25 年基準の使用はできない。
・変更申請について、平成 25 年基準で審査した物件に関しては平成 25 年基準、平成 28 年基準いずれも使用することができる。

●改正告示施行日前後の省エネルギー対策に係る長期優良住宅認定基準の扱い

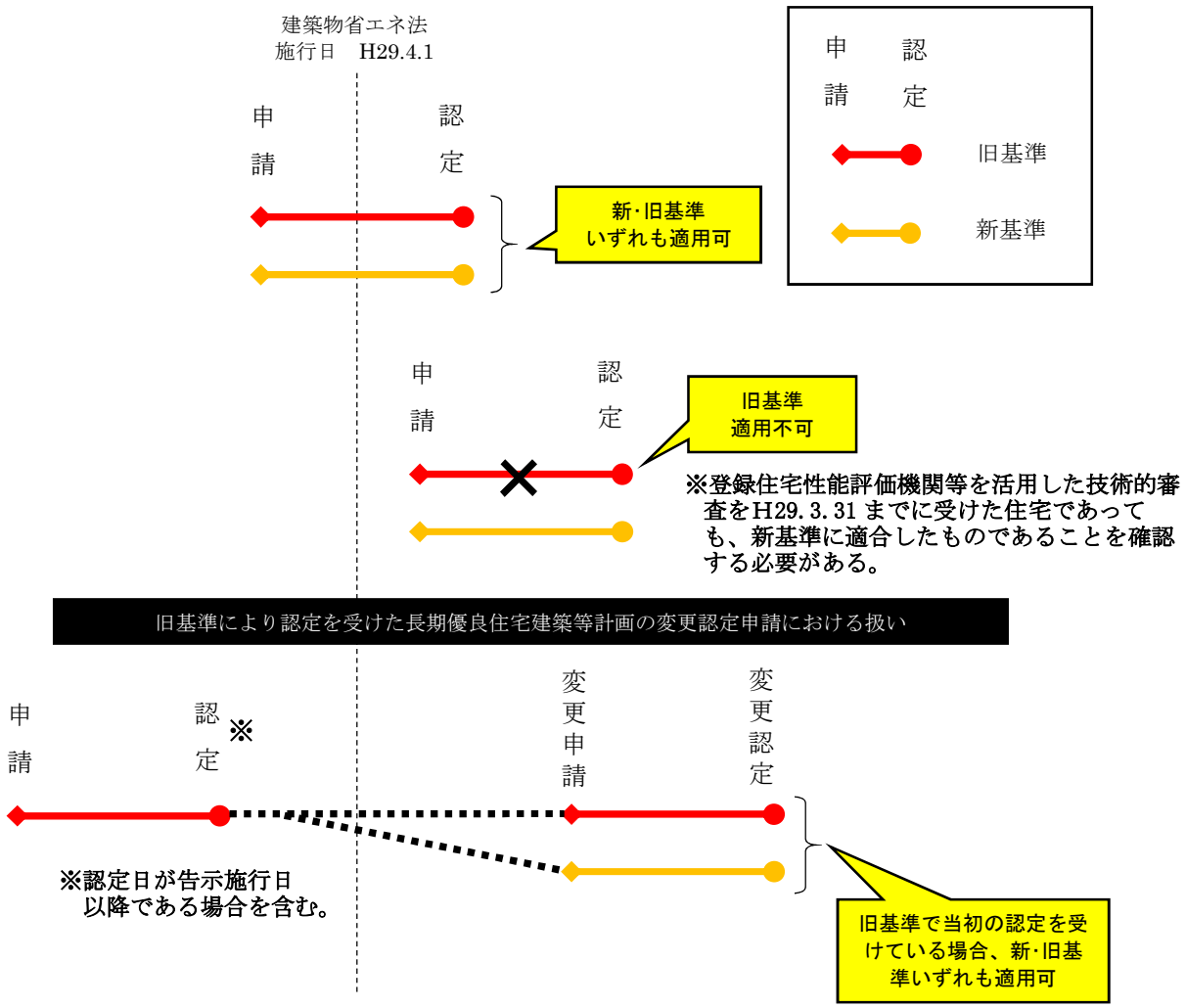

３）その他の業務

（手続き）3. その他業務の平成 25 年省エネ基準の取り扱いについて

・すまい給付金現金取得者向け対象住宅証明書
・住宅性能証明書

・申請日が平成 29 年 4 月 1 日以降の物件より平成 25 年基準の使用はできない。 ・変更申請について、平成 25 年基準で審査した物件に関しては従前の例（平成 25 年基準）による。

評価方法基準の引用となるため、同一の扱いとなる。

・ＢＥＬＳ（参考）

・申請日が平成 29 年 4 月 1 日以降の物件より、変更申請を含めて、平成 25 年基準の使用はできない。

出典：（一社）住宅性能評価・表示協会